

帝国議会議事録（沖縄関係抄）第9～24議会

〔3〕沖縄県酒類出港税則中改正法律案

明治二十九年一月十一日

第九 沖縄県酒類出港税則中改正法律案

（政府提出）第一読会

議長（楠木正隆君） 段々御忠告の次第もあり、即ち各議案を一束にして議題とします。

〔「意義なし意義なし」と呼ぶ者あり〕

第九 沖縄県酒類出港税則中改正法律案（政府提出） 第一読会

明治二十一年勅令第十二号沖縄県酒類出港税則中左ノ通改正ス

第一条 沖縄県に於て製造して他の地方に輸出する酒類には出港税を課す其酒類及税率下の如し

第一種	清酒 濁酒 白酒 味淋	
	一石二附	金六円
第二種	焼酎 酒精	
	一石二附	金七円

附則

此の法律は明治二十九年十月一日より施工す

明治十九年勅令第六十一号中酒類及税率を左の通改正す

第一種	清酒 濁酒 白酒 味淋	
	一石二附	金七円
第二種	焼酎 酒精	
	一石二附	金八円

附則

此の法律は明治二十九年十月一日より施工す

議長（楠木正隆君） 目賀田種太郎君。

〔政府委員大蔵省主税局長目賀田種太郎君演壇に登る〕

政府委員（目賀田種太郎君） 自家用酒税法の制定は此税法の改正に伴いまして清酒営業保護のため且は又自家用酒税の率を上げると云うことを必要と認めて提出した訳でございます。引続いて説明を致します。本清酒税法を制定しましたのは先きに此酒税本則に於て再製酒を廃して混成酒に移す事と、又今日此世間に行れます所の酒精と他の物品を混和して一つの此飲料酒類を造りますものがございまして即ち亜爾箇保児を以て一種の飲料を造る者がございまして。是は即ち同法の第一条の第一項若くは第四項とにございまして、是等に就いても相当の課税を為し以て一般の清酒営業者の保護

を図るがために本案を必要と致しましたのでございます。引続いて此沖縄県酒類出港税則改正の理由を述べますれば、清酒の税額改正と共に出港税額を改めることは必要でございますから本案を提出しましたのでございます次に此治十九年勅令六十一号中の朝鮮より来る所の日本造の清酒に対して海峡税を改めるのは矢張酒税則の改正と共に之を改正するの必要を見た訳であります。

草刈親明君（二百三十二番） 一寸承って置きますが、沖縄県で製造して他の地方に輸出する酒税には出港税を課する、沖縄県で製造します酒税に限り出港税を課すと云うことはそう云う訳でございますか、それから沖縄県で造りました酒にも矢張明治十九年勅令六十一号中酒類に依って税率を悉く改正すと云う法文を適用する訳に相成りますが、此二箇条を伺います。

政府委員（目賀田種太郎君） 沖縄県には未だ此酒造税則を行なつて居りません。それ故に沖縄県から来る所の清酒に就いては従来より出港税を課せられて居りますから、此内地の税率の上がると共に出港税を上げることを必要としたものであります。

草刈親明君（二百三十二番） 尚一寸伺いますが明治十九年の勅令には沖縄県の酒類に税を課すると云うことはございませぬ、然れども明治十九年の勅令で更に改めてそうして第一種の清酒等には金七円の税金を課すと云うことになって、此法律が一般の法律に相成りますれば矢張沖縄県も日本でございませぬから、特別の法律でも出させぬければ出港税と造石税と二様を課賦しなければならぬ様になるでございませう。

政府委員（目賀田種太郎君） 一寸御答致しますが此本法は沖縄県には執行にならぬ積であります。今のはどれを仰しゃるのですか、十九年のと云うのは自家用の事ですか。

草刈親明君（二百三十二番） 在籍です。

政府委員（目賀田種太郎君） それは沖縄には執行にならぬのです。

議長（楠本正隆君） 御質問も尽きましたに依って。

明治二十九年三月十一日

第七 沖縄県酒類出港税則中改正法律案

（政府提出）第二読会

議長（楠本正隆君） 次は第七、沖縄県酒類出港税則中改正法律案の二読会を開きます。

第七 沖縄県酒類出港税則中改正法律案

（政府提出） 第二読会

折田兼至君（百三十六番） 本員は此明治二十一年勅令第五十二号沖縄県酒類出港税則中改正法律案に対して、修正の意見を持って居ります。至って簡単でございますから、是より陳述致します。先ず、第一に申して置かなければならぬのは、沖縄県に於きましては此第一種に属します酒類製造場は、今日まで全くないのでございます。併しながら法律が之を置くの必要ありと致しましたならば、彼の酒造税法案に於いて第一種の中の濁酒と云うものを第二種と修正され、それから酒造税法案の第二種、第三種と修正されたに就きましては、自ら此の法案も此の種類分けに就いて修正しなくば相済まぬことであろうと思う、而して本員は又第一種第二種第三種に対しまして、税率の修正を致したいのでございます。第一種は政府提出の案に依ると云うと金六円と云うことに為つて居ります。併しながら之を五円と云うことに致したい、それから第二種の濁酒の方を四円と致し、第三種の焼酎、酒精七円とありますのを六円と云うことに致したい、右様に修正を致しました理由は、北海道に於いて既に内地の酒造税率とは一円の差を設けられた結果と致しまして、沖縄県に於いても、只今の内地に比較して定められた所の酒造税率に対しても、税率を一円に修正するのが当然である云うことは、多弁を要せないことと思ひますが、尚諸君の御参考に御披露致して置きたいのは、政府委員より委員会に参考のために提供されました書類に依つて見ますと云うと、此の税率でありますれば、沖縄県に於きましては内地に比較致しまして、百石の前に十六円何がしの損失になると云うことは、明に此参考書に掲げられてあるのであります。尚之を細かに申しますれば、玄米百石の代価を鹿児島県でも九十円、沖縄県でも九十円と、同一に積りてある。而して造石税は鹿児島県が四百六十四円、沖縄県が四百六円となつて居る、是は沖縄県の酒類を内地に運搬します費用が三十九円、それから内地より米を沖縄に運送する費用が三十五円、斯様に相成つて居りますが故に、合計の上に於て、鹿児島では百石の前が千三百六十四円で出来得るものが、沖縄県に於いては千三百八十円、即ち百石の前に十六円沖縄県の酒類は割合が高くなつて居るのであります。尚此外に實際の事情を申しますと、沖縄県には米殻と云うものは殆ど出来ない処である、それで是まで實際を申しますれば、内地の商人が沖縄に米を送つて其米を砂糖と交換する、而して其米を得て始めて泡盛なるものを、即ち焼酎でございますが、製造致して之を内地の商人に売渡して、出港税を出す云うことに為つて居りますから、政府の考では十六円の損が鹿児島県に比してであると申しますが、事實の上に於いては十六円どころではない、十六円よりか二倍、若しくは三倍の差があるであろう云うことを考えた、果たして左様であるならば、政府の此提出された所の税率は、其当を得たものではないと考えますから第一種の中から濁酒丈を引きまして一石につき金五円第二種濁酒一石につき金四円、第三種焼酎。酒精一石につき金六円と云うことに修正致したいのであります。願わくば諸君の御賛成を得て、此修正案の通過せられんことを希望致します。

東尾平太郎君（二百八番） 折田君から修正が出ましたが、是には同意が出来悪いのみならず、自分も修正があります。第一種の中の濁酒だけを、第二種に置いて、之

を内地の濁酒と同様一円だけ減じまして、濁酒は一石に付き金五円と云うことに修正致したい、他は原案で宜しいです。

〔「賛成賛成」の声起こる〕

鈴木充美君（四十一番） 今既に御説があったようでございますが、是は自然の結果として、濁酒と云うものは第二種にし、第二種と云うものを第三種と改め、第一種中の濁酒を削って、第二種の濁酒とすると云うことに就いては、一つ軽減して一石に付き金五円と云うことの修正に為らなければならぬように考えますから、其通りに・・・・・・・・・・

〔「賛成賛成」と呼ぶ者あり「採決採決」と呼ぶ者あり〕

議長（楠本正隆君） 鈴木充美君の御議論は自然の結果茲に至らざるを得ずと云う御注意のようですが・・・・・・・・

鈴木充美君（四十一番） いや、動議として提出致します。

議長（楠本正隆君） 其金額をもう一応御延べ下さい。

鈴木充美君（四十一番） 読みます、第一種清酒、白酒、味淋---濁酒を取ります。第二種、濁酒一石に付き金五円、第三種第二種とあるのを第三種と致します。

議長（楠本正隆君） 東尾君の動議と同様ですか。

東尾平太郎君（二百八番） 拙者のも其通

議長（楠本正隆君） 然らば東尾君の動議が先に出て居ります、東尾君の修正の動議に同意の諸君は起立。

起立者 多数

議長（楠本正隆君） 大多数、困て東尾平太郎君の修正説に決しました、是は規則に従って直ちに三読会を開くことを議長より請求致します。

〔「意義なし意義なし」の声起こる〕

議長（楠本正隆君） 直ちに三読会を開きます。

沖縄県酒類出港税則中改正法律案（政府提出）

第三読会

〔「意義なし意義なし」の声起こる〕

議長（楠本正隆君） 御異議なきを以って確定を報じます。

明治三十一年五月三十日

第十五 沖縄県酒類出港税則中改正法律案

（政府提出） 第一読会

明治三十一年十二月八日

第十三 沖縄県酒類出港税則中改正法律案

（政府提出） 第一読会

明治三十四年一月二十九日

第五 沖縄県酒類出港税則中改正法律案

(政府提出) 第一読会

明治三十七年三月二十三日

第十一 沖縄県酒類出港税則中改正法律案

(政府提出) 第一読会

明治三十七年十二月三日

第十五 沖縄県酒類出港税則中改正法律案

(政府提出) 第一読会

明治三十七年十二月十七日

第五 沖縄県酒類出港税則中改正法律案

(政府提出) 第一読会の続 (委員長報告)

明治四十一年一月二十三日

第十三 沖縄県酒類出港税則中改正法律案

(政府提出) 第一読会

〔4〕沖縄県酒類出港税下戻しの請願

明治四十一年三月二十六日

第二十三（特別報告第九十一号）沖縄県酒類出港税下戻しの請願（委員長報告）

議長（杉田定一君） 中略

日程第二十三、沖縄県酒類出港税下戻しの請願。

第二十三（特別報告第九十一号）沖縄県酒類出港税下戻しの請願（委員長報告）

竹越与作君 沖縄県には泡盛と云う酒が出来ます、是は麴と水だけで搾えるもので、それに香を付けるために僅かの粟を投入するのである、然るに酒造税法に依ると、そう云うものは規定していないのに、沖縄県に於いては是を酒類と見て出港税を課して居る、此の如きことは如何にも法律には反いたことであるから、出港税を下戻して貰いたいと云う請願であります、成程一見すれば泡盛は酒に相違ないようであるけれども、併し法律明文に照らして見れば法律の規定には合わないものであると云うことは事実であるから、是は至極の請願として採択に決したのであります。

議長（杉田定一君） 本件採択に御異議はありませんか。

〔「意義なし」と呼ぶ者あり〕

議長（杉田定一君） 御異議はないと認めます。